資料 12-2

甲の原体育館室内プール管理運営業務実施要領（H24 直営当時）

１、責任者

⑴　監視計画を立て、諸業務を統括し､適正な人員配置を行い､従事者の服務を監督指導し、利用者の事故防止に万全を期すとともに、プールの水質、水質温度及び室内温度、施設の清掃・衛生管理等を適正に保つよう常に留意すること。

⑵　業務日誌を２部作成し、１部を委託者に報告するとともに１部を保管すること。

⑶　業務実施要領に明記されていない事項については、委託者と受託者双方協議をし適宜実施すること。

２、監視員

⑴　監視員は、利用者の安全を図るために、事故の未然防止と監視を適正に行い、楽しく利用できる雰囲気づくりに努めること。

⑵　監視室（コントロール)、監視台（タワー)、パトロール等による監視体制をとり、三者一体となり、プール室内の事故防止と救急事務処理にあたること。

⑶　開場前及び終了後は、プールサイド、シャワー室等の清掃を行う。

なお、プール水槽内の清掃は､クリーナー（プールロボット等）を使用すること。

⑷　時計、眼鏡、ヘアピン、指輪（リングを除く。）ネックレス等を着用している場合は、それを取り外すよう指導すること。

タオル、眼鏡、歩行補助具としての杖は、指定した個所に置かせ、これ以外は持ち込まないよう指導すること。

ただし、指導上、水中用シューズ及びドリンク等が必要な場合はこの限りではない。

⑸　利用者には､水着と水泳帽の着用を必ず履行させること。

⑹　利用者には、シャワーを十分浴びるように指導すること。

⑺　従事者は、監視業務計画に従って遂行すること。

⑻　遺失物は事務室に引き渡すこと。

⑼　その他、責任者の指示に従うこと。

⑽ 緊急事態発生時の対応

頚椎損傷、心臓麻痺、癲癇、脳卒中等による溺水者及び切傷や貧血などの緊急事態には、冷静沈着な態度で速やかに救護対応すること。

⑾　緊急事態発生時の連絡体制

事故発生 → 監視室 → 救急車・病院
監視室 → 事務室

３、受付

(1)　利用者に細心の注意をはらい、言葉使い、態度、服装等に留意して常に親切を心がけること。

(2)　利用者への案内サービスを行うこと。

(3)　入場制限項目に該当している場合は入場させないこと。

(4)　保護者を要する利用者の場合は、保護者をつけさせること。

(5)　入退場時の入場券のチェックを行うこと。

(6)　利用者数の記録及び報告を行うこと。

(7)　混雑時の利用者の整理を行うこと。

(8)　券売機の管理を行うこと。

(9)　利用者の希望により、キャップ・ゴーグル・耳栓の販売を行うこと。

(10) その他、責任者の指示に従うこと。

４、清掃・衛生管理

(1)　指定箇所（別紙プール清掃内訳表）の日常清掃及び定期清掃を主たる任務とし、美観、機能を永年にわたり維持し、安全かつ快適な施設提供ができるようにすること。

(2)　日常清掃・衛生管理業務

ア、プール室

①　プールサイドのごみ、廃物等を処理し、安全及び衛生に十分注意する。

②　金属及びガラス部分は常に磨き、光沢を保ち、かつ錆等の発生を防ぐ。

③　タイル部分は適正洗剤を用いて洗浄し、常に清潔な状態を保つ。

④　プール槽内の洗浄

⑤　監視に必要な備品等の清掃及び整備点検

⑥　清掃終了後、プールカバーを掛ける。
ただし、管理上必要な場合は、市職員の承認を得て掛けないことができる。

イ、トイレ・シャワー室・更衣室等

①　タイル部分は適正洗剤を用いて洗浄し、常に清潔な状態を保つ。

②　便器、化粧台、水洗類等適切な方法で洗浄し、拭きあげる。

③　ステンレス等の金属部分は光沢を保つよう努める。

④　紙屑、汚物等の処理は随時行う。

⑤　トイレットペーパー、石鹸水等は常に点検し、必要であれば補充する。

⑥　ガラス、鏡等は乾拭きし、汚れの著しい場合は適正洗剤で除去する。
更衣室内は通常の清掃のほか、常に乾いた状態が保たれるように床面の

水の拭き取り等を行うこと。

⑦　更衣ロッカー内は常に清潔な状態を保つ。

ウ、監視室、受付等

①　机、椅子及びキャビネット等は、ほこりを除去し、水拭きまたは乾拭きをする。

②　容易に移動できるものは移動して清掃し、その際、ごみが散乱しないように、ダストモップまたは真空掃除機を使用する。床面の汚損箇所は、適正洗剤を用いて汚れを除去する。

エ、採暖室、倉庫、通路等

①　通常の清掃に加え、特に汚れが著しい場合は、適正洗剤等を用いて清掃するとともに、通路部分等については、スリップによる事故が起きないよう適正な状態を保つこと。

(3)　定期特別清掃・衛生管理業務

ア、ヘアーキャッチャー及びＹ字ストレーナーの清掃

常時点検し、汚れに応じてその都度清掃すること。

イ、幼児用フイルターの取り替え

常時点検し、汚れに応じてその都度取り替えること。

ウ、ガラス清掃

ガラス用洗剤を用いて洗浄し、ウインド・スクイジーで拭き取ること。

高所のガラス清掃は安全を確保したうえで実施すること。

エ、床面洗浄ワックス塗布

長尺塩ビシート床面部等ワックス塗布の必要な床面部は洗浄後、ワックスを塗布すること。

オ、吸排気口アネモ清掃

カ、年末及び換水時等の休場日に大掃除及びプール水槽内清掃を実施すること。

内容及び作業計画は委託者と協議したうえで実施すること。

キ、定期清掃実施後は速やかに写真添付のうえ報告すること。

(4)　その他

ア、洗剤等は有リン化合物を含むものは使用しないこと。

イ、定期清掃・衛生管理業務は、入場前、終了後、休場日、休館日等、利用者に支障のないように行うこと。

ウ、その他、責任者の指示に従うこと。

５、関連業務

法令及び諸基準を守ること。